

第6日

平成27年6月23日（火）

午前10時零分開会

○議長（浅尾静二君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、一般質問を行います。

質問通告者及び順位はお手元に配付のとおりであります。

申し合わせにより、1人当たりの質問時間は答弁時間を含めて60分以内となっております。御了承願います。

それでは、最初に4番重松一英議員の質問を許可します。4番重松一英議員。

（4番重松一英君登壇）

○4番（重松一英君） おはようございます。4番議員の重松一英でございます。

きょうは田植えの忙しい中に多数傍聴においでいただきましてありがとうございます。

昔から先人たちの知恵で、雨の多い時期に田植えをするようになっておりますが、この雨は恵みの雨にもなりますし、場合によっては凶器にもなります。私は蜷城地区に住んでおりますが、筑後川と佐田川に囲まれ、町なかを桂川が流れています。地理的に朝倉市で一番低い地域です。昔から蜷城はカエルがしょんべんすると大水が入ると言われてきた地域です。カエルでそれくらいですから、大分や日田のガマガエルが暴れ出したら大変なことになります。

皆さんの住んである地域は、私たちのところからすれば高度差があるので、人間の体で言えば、顔やおなかのあたりでしょう。私たちのところはへその下、おしりのあたりです。皆様が飲んだり食べたりしたものを筑後川へ排せつするという大切な役目があります。そここのところのケアや手入れを怠ると、トイレの神様に怒られます。私たちの地域は、朝倉市に降った雨水を筑後川へ排せつしなければならない大切な役目を持った地域でもあります。

以下の質問は質問席より行います。

（4番重松一英君降壇）

○議長（浅尾静二君） 4番重松一英議員。

○4番（重松一英君） 3年前の平成24年7月24日の九州北部豪雨災害を受けまして質問いたします。

大分日田地区を中心に集中豪雨があり、筑後川の水位が上昇し、桂川への逆流を防ぐために水門を閉めました。苦渋の選択ではありますが、逆流を防ぐことはできました。がしかし、水の行き場がなくなり、ダム状態になり、桂川上流の朝倉地域に降った雨は、蜷城

地区にたまるしかありません。見る見る下流より増水して、蜷城地区の約半分は水没しました。消防、警察、自衛隊に出動を依頼して、ゴムボートで逃げおくれた人たちを蜷城コミュニティセンターなどへ避難させてもらいました。

避難所ではボランティアの人たちが一生懸命対応してくれました。夕方まで水の引かない地区もありましたので、その日は蜷城公民館に泊ってもらい、次の日の午前中に家まで送り届けました。昼間も市役所から1人、夜も2人の職員が泊ってもらい、私とコミュニティセンター長も泊まりました。幸い、人的被害はなかったものの、水没により被害を受けた農作物の被害は甚大なものでした。所得の1年分、半年分が一瞬のうちに水にのみ込まれてなくなるので泣くに泣けません。その所得補償はありません。

最近の異常気象により、各地で集中豪雨による被害が報告されております。朝倉市もいつ九州北部豪雨災害の二の舞があるかもしれません。被害に遭って泣いている人がいる、また、いつ起こるかかわからない災害におびえて生活している人たちがいる。それに対して、市の取り組み方として真剣にやる気があるのか、やる気を見せてほしい、微力ながら私もお手伝いします。

九州北部豪雨災害を受けまして、これまでやってこられた事業、また、これから取り組みもうとしている事業などをわかりやすく説明していただきたい、質問いたします。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（熊本正博君） 今議員が申されました言葉の中で、水門をせいたと、その後、苦渋の選択でありましたがということを言われましたが、ちょっとここは私どもとしては意味が違いまして、水門の操作の大原則として、洪水時、堤内地の雨水や水源の水などが川や水路を流れ、外水、いわば筑後川の本川ですね、本川のこの基準水位に達した水が桂川へ逆流をしようとしたときに、その逆流が始まったら操作要綱に従った操作で水門を閉じるということになっておりますので、苦渋の選択をしたわけではございません。これはどこの水門にしても、こういう水門をせくときのマニュアルというのがございますので、そういう逆流をしてきましたのでせかしていただきました。そういうことがまずありますので、ちょっとそこを話させていただきました。

それから、今確かに水門をせきまして、7月の14日の、これ土曜日でしたけど、やはり蜷城地区である行き場を失った水が氾濫し、蜷城地区一帯に冠水をしたということありましたが、そのときの冠水した面積が279.3ヘクタールの冠水被害を蜷城地区で受けております。

それと、一番最後のほうに議員が申されたことで、お言葉をお返しするようでございますが、真剣にやる気があるのかということに対しましては、私ども朝倉市としては真剣に取り組んでいるところでございます。それから、やる気を見せてくれということについても、いつもやる気を見せて頑張っておりますので、その辺を御理解をお願いしたいと思います。

それから、内容について、また建設課長のほうが説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 建設課長。

○建設課長（上野雅義君） 桂川の現在行われてる事業につきまして説明をいたします。

初めに、国の事業でございますけど、国土交通省が、筑後川河川事務所が行っています事業です。災害対策等緊急事業推進費を活用し、筑後川本川の長田川の桂川合流地点から、下流の久留米市八幡地区の佐田川合流地点までを平成25年8月から平成26年6月にかけて河道掘削を実施をしております。これにつきましては、洪水時の河川の水位を低減し、安全確保を図っていくようにしております。

続きまして、福岡県の事業を説明いたします。福岡県の事業につきましては3事業あります。1つが、桂川かさ上げ事業と川幅拡幅事業、河川掘削事業の3事業でございます。

1つ目の桂川かさ上げ事業につきましては、筑後川合流地点から蓮輪地点まで、約、延長2,900メートルを平成26年度から行っております。これは用地買収を行い、堤防のかさ上げを行うもので、平均的に1メートルをかさ上げるものです。平成26年度までに事業進捗率は6%でございます。

2つ目ですが、川幅の拡幅事業です。この事業は桂川総合流域防災事業として蜷城橋から荷原川との合流地点までの延長2,310メートルを用地買収を行いながら、現在の川幅を30メートルを60メートルに広げる事業です。平成14年から行っており、平成26年度までに蓮輪橋まで完了し、事業進捗率は43%でございます。

3つ目の事業が河川掘削事業でございます。この事業は桂川広域連携事業として、桂川の合流地点から蜷城橋までの延長1,670メートルの河床を約1メートル掘り下げる事業です。この事業につきましては平成22年度から行っており、平成26年度までの事業進捗率は29%です。現在蜷城橋までの水面から上の掘削が完了しております。

以上で事業の説明を終わります。

○議長（浅尾静二君） 4番重松一英議員。

○4番（重松一英君） 丁寧な説明ありがとうございました。桂川水門の下流の土砂を取り除くことによって筑後川の水位が下がり、流れがよくなると思います。ですが、3年前のように筑後川の上流に集中豪雨があり、また水門を閉めなければならない状況になったとき、桂川の水門に強制排水ポンプの設置が一番望ましい方法だと思います。ですが、強制排水ポンプの設置が国の予算などの関係で早急には無理というのであれば、ポンプの設置の陳情と同時に、さらなる第2、第3の方法を検討して県や国に陳情していただきたい。原鶴の放水路の例や蜷城には偉大な先人たちの築いた長田川というのがあります。桂川の水門近くから佐田川の地下をトンネルで掘って、佐田川よりも下流に流れ込むようになっております。現代の土木工学をもってすれば、もっとすばらしい活用方法があるはずで、市の真剣なる取り組みをお願いしたいと思います。

先日、国土交通省筑後川河川事務所、片ノ瀬出張所へ勉強に行ってきました。一番の理想は、桂川の水門に強制排水ポンプの設置をするのが望ましいという考えから、桂川と同じ程度の川でも北野の陣屋川や両筑橋の下流にある田主丸から流れ込んでいる古川の八幡排水機場には強制排水ポンプが設置してある。衆議院の選挙区の違いで差をつけてないかと、私のちょっと嫌みな質問に対して、いえ、決してそういうことはありません、要望の強いところから取り組んでおりますとの模範解答が返ってきました。

これまでに朝倉市から県や国に対して桂川の水門に強制排水ポンプの設置の要望を陳情したことがあるでしょうか。もしなければ、今後陳情をぜひやっていただきたいと思います。担当部署と市長のお考えをお伺いしたいと思います。質問いたします。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（熊本正博君） 最後のほうからちょっと言わせていただきます。今、国や県に要望に行ってるかというお話でございますが、毎年行っておりまして、桂川改修工事の事業促進及び内水排除対策については、平成元年12月の26日に設立しました桂川改修促進期成会により、福岡県、九州地方整備局、国土交通省、財務省に対して毎年要望活動を行っております。それで、平成2年から行っておりますから、もう26回の要望活動を毎年毎年やっているところでございます。

それから、要望活動の内容でございますが、福岡県が事業を実施しています桂川改修工事の早期完成及び河川整備にかかわる投資規模の積極的な拡大について要望をしているところでございます。

次に、桂川内水排除対策についてですが、桂川に設置しています桂川水門、大雨の際、筑後川の増水に伴う桂川への逆流防止を目的としたものでございますが、水門を閉じることにより、桂川の排水手段がないため、桂川下流域は流域の増大により瞬時のうちに冠水し、貴重な財産も被害をこうむることになりますので、水門閉鎖後における抜本的な内水排水対策の早期実現について要望活動を行っております。

要望活動の時期でございますが、福岡県、それから九州地方整備局へは例年ですが10月中旬に行っております。それから要望者としましては、会長の森田市長、それから桂川流域の蜷城、金川地区の役員及び事務局職員でございます。

国土交通省、本省のほうには、国土交通省と、それから財務省のほうに参っておりますが、例年これは11月の中旬ごろ行っております。要望者としましては、会長の森田市長、それから役員のほうで都市建設部長と建設課長、この3名で議員とかあたりに、それから今言う国交省の幹部に要望に行っているところでございます。

桂川改修工事の事業促進及び内水排除対策の早期実現に向け、引き続き桂川改修期成会を中心に、関係者が一体となり要望活動等を行っていきたいと考えております。

内水排除対策についてでございますが、基本的には筑後川の水位が下がることが重要なことだと思われま。それで、これは国交省のほうですが、平成25年の8月から平成26年

の6月に行ってる事業で、平成24年の7月の出水を受ける桂川内水被害が出たことから、国交省のほうで河道の掘削工事を行っております。これは筑後川の本川です、本川を掘削しておりますが、災害対策緊急事業推進事業費として3億9,300万円を使って掘削をしまして、そのことにより筑後川の24年のときの災害がもしも来たとしたら、今掘削しましたので、10センチばかり水位が下がるというようなことを国のほうで行っております。

そういう関係で、水位が下がることが重要でありますので、そういう事業を国はしておりますし、現状を解説し、どのような方策が一番よいのか、調査に着手していただくというのがまず朝倉市としては一番大事だということで、まず調査に入ってくださいということを、取り組みをやってくださいということで考えております。今後も国、県に要望活動を続けていきたいと思っております。

それから、さっき申されました長田川の関係です。長田川の関係の桂川の排水を活用できないか、長田川に流せないかという、流せば被害が少なくなるんじゃないかなという質問でございますが、これについては、長田川の、さっき申されたように恵利井堰建設により、筑前の長田地区は水害と、それから農地の湿田化をしたため、農作物は湿害により不作となったため、先ほど申されましたように、先人、長田庄屋の松岡安貞さん、保直さん、保家さんの3代により建設と改修をされた堀川でございます。この堀川を水を流すということであれば、現在この洪水時の桂川の水を長田川に流入するのを防ぐための鉄の扉が今してありますが、その水門が設置をされてるところでありまして、桂川水門閉鎖時は、桂川堤内よりも桂川の水位が高くなりますので、長田川を桂川流水の排水に活用することは、堤内に桂川の水を導くことになりまして、逆に今言う長田川の北側になりますが、そのあたりが、また被害地域との被害が大きくなるという原因になりますので、福岡県のほうも、これは長田川、県の河川ですから、福岡県でもいろいろ調査をしておりますが、やはりここに流すということは、逆に災害の被害を大きくするということになると考えられます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 重松議員さんは蜷城が地元ということで、非常に真剣にこの問題に捉えられておるということであります。

そもそも、いわゆる蜷城地区、いわば、その上の朝倉の地域、いわゆる筑後川の流域というのは、ある意味では筑後川のたまもので、あれだけ肥沃な大地で豊かな農業が営めるということも言えます。その反面、言われましたように、水害に悩まされた地域であります。これは今に始まったことじゃございませんで、ずっと昔からそういう中で、先人たちがいろんな形で今日まで努力をされておりました。

さて、桂川の問題でありますけれども、まずはいわゆる水門におきまして、長田の水門によりまして、それまで筑後川が増水しますと逆流をして被害が大きかったということで、

いわゆる逆流を防ぐための長田の水門を建設されました。しかし、水門を建設しますと、先ほど言いましたように、ある一定の本流の水かさがふえますと、逆流しないように閉めます。そうしますと内水が排除できないということで、今度は冠水をするということで、平成24年に限らず、24年は特にひどかったんですけど、限らず、それ以前にもずっと冠水は起きてきてます。

しかし、これについて申し上げますと、あの地域は昭和28年、大水害がございました、筑後川の。その後に、いわゆる自分たちの住む住居についてはかさ上げしてあるわけです。ですから、冠水をしても農地は、あるいは道路も多少浸水しますが、農地とか浸水、実際民家だとか、そういうところに被害が出たということがそんなになかったということがございます。

これは国のほうで捉えますと、いわゆる特に国土交通省、昔の建設省、国土交通省について言いますと、農地に被害があるぐらいでは水門設置しません、費用対効果の問題。たまたま今度24年にああいいう大被害がありまして、いわゆる民家にも被害が出てきたということで真剣に捉えて、県のほう、国のほうとしても真剣に捉えて、今まではもう農地だけやけ、ええやないかという感覚だったのが、やっぱりそれはどうかしないかなということで、ようやく国のほうについてはかさ上げ、もちろん桂川の改修はそれ以前からやっていますけれども、かさ上げをしようという形になりました。

じゃあそれだけで解決するのかと申しますと、私どもは、もちろんそれはかさ上げも大事ですし、それによって災害が少なくなるということについて大いに期待をしておりますんで、ぜひやってくださいということをお願いしてはいますが、抜本的にやはりその水をどっかに排水するということをやっていかなきゃならん。先ほど筑後川下流の2つの強制排水の、あれとは比べものにならんほど大きな施設を建設しなきゃならん。国のほうでは、それに対する費用対効果というのを非常に考えてあります。

ですから、今までについては、これはずっと私どもとしては今日までもそのことについて国に要望してまいりました。真剣にやりよるかという御不満があるようでありますが、これは地元の、重松議員も社協長、地元の役員をされてたと思いますけども、地元の役員さんと一緒に常に話し合いをしながら、今日までもそういった運動を続けてまいりました。しかし今後についても、かさ上げだけで済んだわけじゃございませんので、引き続き今後についても県なり、国交省については要望をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 4番重松一英議員。

○4番（重松一英君） 市の真剣なる今までの取り組みと、今後の決意も伺いましたので、少し安心いたしました。引き続き今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（熊本正博君） 済みません、1つ、今さっき市長が言われたところで、

水門の強制排水をしようとすることが近くにありますが、それが1つはもう、今言う長田の水門の前、前側に八幡用水場がありますし、もっと下のほうに行きますと、陣屋川の排水機場、この2つがこのそばであります、こちらの2つについては強制排水をやっております。

ただ、さっき市長が申されたように、ここは流れ込みが少ないんですよ。流れ込みが流域面積が18.7、陣屋川では18.7、八幡排水機場では9.5ということですが、そういうことで、ここが総排出量を出すために、陣屋川のほうでは13.6トン毎秒ぐらいしか流れてないんですよ、それを排水をしています。それから長田水門の前にあります八幡につきましては13.3トン毎秒なんです、桂川の強制排水をしたら、ここは排出するのに98万トン、約8倍の排出をしなきゃいけないというような、能力を持たないといけないということで、それはもう随分な、金額的には申し上げられませんが、たくさんの費用がかかるということで今検討をしてるところでございます。

1つは、この桂川についてが人的被害がまだない、なったらええちゅうもんじゃないですけど、ないとか、ただ、野菜とかそういうものは被害遭っておりますが、ここで人的被害とかがあれば、それはもう、すぐにでも考えないかるところでしょうが、そこら辺で国のほうも考えているところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 4番重松一英議員。

○4番（重松一英君） 真剣なる取り組みを伺いましてありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。学童保育についてお伺いいたします。

平成27年4月より子育て支援制度が施行されて、学童保育については小学校のあいた教室を使ってでも充実を図りなさいということですが、今までは学童数が10名を切ると国の補助がなくなる、それから5名までは県の補助があるが、5名を切ると国も県も3分の1ずつの補助がなくなるということでしたけども、予算や条件の面で平成27年の4月からの施行を受けてよくなったところはあるのでしょうか、説明、お願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 学童保育の件でお尋ねということで、まず基本的なこと、議員十分御承知かと思いますが、学童の目的と、それと市の今の現状について簡単に御説明をさせていただきます。

学童保育所というのは保護者が労働等により昼間家庭にいない世帯の小学生を対象に、放課後及び土曜日、長期休業日に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に設置するものでございます。市においても、その必要性に応じ、計画的にこれまで設置してきたところでございます。

朝倉市の学童保育所の数、現状でございますが、現在14カ所ございます。平成21年度に

10カ所、22年度に3カ所、現在14カ所ございます。その運営については、指定管理の指定によるものが12カ所、公設民営が1カ所、それと民設民営が1カ所でございます。いずれも指定管理者、あるいは受託者によって自主的に適切に運営されてるところでございます。現在451名の児童が通所しております。

次に、ことしの4月から子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。その制度で学童保育所がどう変わったかと申しますと、運営について、従来より補助額が増額になっております。それと学童保育の基準が法的に位置づけられておりまして、国の省令に基づき、市が条例を制定しております。学童保育に従事する指導員の資格、人数、あと施設の広さ、設備等について明確に定められておりまして、学童の設置、運営に当たって一定の要件が求められるようになっております。

例えばどんな基準かと申しますと、指導員の人数が1学童に2人以上、じゃあ指導員の資格については2人のうち1人については保育士とか学校教諭の免許等が持っている方というのがあります。それと児童数については1学童が40人ということ。それと、あと設備のスペースが学童1人当たり1.65平米。開所日数が年間250日以上です。それと、あと開所時間が平日1日3時間、休日が8時間以上というそういうような基準が設けられております。

それと、学童保育の開設に関する市の考え方を申しますと、この学童保育の設置に当たりましては、文科省と厚労省の通知で放課後子ども総合プランというのが出されておりました。放課後児童クラブ、学童保育のことでございますが、とか放課後子ども教室等に当たっては、これらの事業が各地域で円滑に行われるよう、学校の余裕教室を初めとする学校の諸施設の積極的な活用に努めることというふうになっておりまして、基本的に考えておりますのは小学校内ということで考えております。学校の余裕教室、敷地内に適地がなければ、安全性、利便性を考慮しまして、学校の近隣での施設等を活用するというのを今まで考えて開設してきたところでございます。一応基本的な考えはそういうところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 4番重松一英議員。

○4番（重松一英君） ありがとうございます。昨年の蜷城の学童保育所の設立の陳情のときには、学童保育の希望者数が9名というところで、10名の壁に阻まれまして実現できませんでした。そのためにお母さんが仕事をやめるわけにはいかないということで、1家族が蜷城を離れました。

市長の公約にも、親、子、孫と一緒に住める日本一のまちづくりとありますので、人口の多いところはどうにでもなりますけれども、人口の少ないところにこそ規則どおりではなく、思いやり予算などをつけてほしいと思います。田舎のかまどの火が消えかかっております。田舎の火を消さないでください。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 蜷城地域については、平成23年度から協議を続けております。市としては学童保育所が安定した運営がなされなければならないという考えのもと、10名以上が望ましいというふうに考えております、それは今も変わっておりません。ただし、希望者が10名を下回る地域において、子供の安心・安全と健全な育成を図る上で、何らかの方法で子供たちの居場所づくりというのは必要であるというのは十分認識しております。地元と保護者会の方、あとコミュニティのほうとも協議をこれまで続けております。本年度も引き続き居場所づくりについてどういう方法がいいのかというのを継続して協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 昨年ですかね、蜷城地区の役員の皆さんと父兄の代表の皆さんがお見えになりまして、学童保育所をどうしてもという要望は承っております。

そこで、今部長が答弁いたしましたように、いろんな形を考え、要は子供たちが学校が終わった後、安心して安全に過ごせる場所をつくらなきゃなんということでもありますから、従来の学童保育所という形じゃない形も考えられるんじゃないかということで、今、地元と、それから市役所のほうと話し合いをしておるところであります。

極端に申しますと、もちろん蜷城も随分過疎化して、高齢化してきてます。せっかく子供があるのに、それに出て行くというのは非常に辛いことだし、私も残念なことです。ですから、それはもちろん市もやりますけど、地元としても考えていただきたいなという面も私個人としてはあるわけです。例えばコミュニティセンターを地元としてどう利用するかと、そのいろんな形をお互いに今後話し合いながら、いい形にやっていければ一番いいのかなと。

ただ、これにつきましてもやはり予算が伴うものです、国の補助があるにしても市の予算が伴うものでありますから、そこらあたりは、やはり蜷城地区じゃなくて、市全体のいらっしゃる議員さんがたのやっぱり理解も必要になりますから、そういう形をきちっと今から順を踏んでとっていかなきゃなんのだろうというふうに思ってます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 4番重松一英議員。

○4番（重松一英君） ありがとうございます。市のほうの前向きな考えも聞かせていただきましたのでありがたいところであります。地元のほうとしてもこれから市のほうとお話し合いを継続して続けていくことを望みます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもって質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅尾静二君） 4番重松一英議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前10時37分休憩